

加須市水道事業運営審議会 会長及び副会長の互選について

(1) 会長の互選について

加須市水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の会長及び副会長は、審議会条例第5条第1項において、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」と規定されています。

つきましては、コロナ禍における書面審議ということを御考慮いただき、当審議会の副会長を平成26年度から平成30年度の2期4年、会長を令和元年度から令和3年度の1期2年務められました知識経験者の黒川澄子委員に会長をお願いしたいと考えております。

御賛同いただけます方は、「賛成」に○印を、そうでない方は「反対」に○印を付けて下さい。

黒川 澄子 委員

賛成

反対

(2) 副会長の互選について

当審議会の副会長は、市内の公共的団体等の代表者（加須市商工会から推進を受けている委員）が努めてこられました。

つきましては、今回も加須市商工会から推薦をいただき、当審議会の委員を御承引いただきました服部勝良委員に副会長をお願いしたいと考えております。

御賛同いただけます方は、「賛成」に○印を、そうでない方は「反対」に○印を付けて下さい。

服部 勝良 委員

賛成

反対